（特別高額医療費共同事業事業費拠出金）

第二十六条　前条第一項の特別高額医療費共同事業事業費拠出金の額は、各都道府県につき、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額を基準として、指定法人が定める。

一　当該年度において各都道府県に交付する特別高額医療費共同事業交付金の額の総額

二　イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率

イ　当該年度の前々年度及びその直前の二箇年度において当該都道府県に交付した特別高額医療費共同事業交付金の額の合算額

ロ　当該年度の前々年度及びその直前の二箇年度において各都道府県に交付した特別高額医療費共同事業交付金の額の総額の合算額

（特別高額医療費共同事業事務費拠出金）

第二十七条　第二十五条第一項の特別高額医療費共同事業事務費拠出金の額は、厚生労働省令で定めるところにより、各都道府県につき、当該年度における法第八十一条の三第一項に規定する特別高額医療費共同事業及び特別高額医療費共同事業拠出金の徴収に係る指定法人の業務並びにこれに附帯する業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を被保険者の数に按分して算定した額を基準として、指定法人が定める。

（法第八十一条の三第四項の規定による負担金）

第二十八条　国は、毎年度、都道府県に対し、当該年度における当該都道府県に係る第二十五条第一項の特別高額医療費共同事業事業費拠出金の納付に要する費用の一部について、当該年度の予算で定める額を負担する。

（省令への委任）

第二十九条　第二十四条から前条までに規定するもののほか、法第八十一条の三第一項に規定する特別高額医療費共同事業、特別高額医療費共同事業拠出金及び同条第四項の規定による負担金に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附則第三条第一項中「社会保険診療報酬支払基金（附則第十一条において「支払基金」という。）」を「支払基金」に、「退職被保険者等所属市町村（以下「退職被保険者等所属市町村」を「退職被保険者等所属都道府県（以下この項及び次条において「退職被保険者等所属都道府県」に、「対して」を「対し、当該退職被保険者等所属都道府県及び当該退職被保険者等所属都道府県内の退職被保険者等所属市町村（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下同じ。）が負担する費用について」に、「各退職被保険者等所属市町村」を「各退職被保険者等所属都道府県」に、「第一号に掲げる合算額」を「第一号」に、「第三号に掲げる額」に改め、同項第一号中「第三号」の下に「及び次条第二項」を加え、同項第三号を次のように改める。

三　当該退職被保険者等所属都道府県内の退職被保険者等所属市町村に係る次に掲げる額の合算額の総額

イ　(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額

(1)　当該年度における収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額（当該年度に納付すべきものとして賦課されている退職被保険者等に係る保険料の額の総額に対する同年度において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額の割合が、被保険者の数等を勘案して厚生労働省令で定める割合に満たない当該退職被保険者等所属都道府県内の退職被保険者等所属市町村（災害その他特別の事情により当該割合に満たない退職被保険者等所属市町村を除く。）にあつては、退職被保険者等に係る保険料の収納状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定された額）

(2)　当該年度における収納された退職被保険者等に係る保険料に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該退職被保険者等所属都道府県による介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）の額として厚生労働省令で定めるところにより算定された額の総額

ロ　当該年度における退職被保険者等に係る次に掲げる額の合算額

(1)　法第六十四条第一項の規定に基づき支払を受ける損害賠償金の額

(2)　法第六十五条第一項の規定による徴収金の額

(3)　法第六十五条第三項の規定による返還金及び加算金の額

ハ　その他前二号に規定する費用のための収入の額の合算額

附則第三条第二項を次のように改める。

2　第三条の規定は、療養給付費等交付金の減額について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県又は当該都道府県内の市町村が確保すべき収入を不当に確保していない」とあるのは「法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等に係る国民健康保険事業の運営に関し、同項に規定する退職被保険者等所属都道府県（以下この条において「退職被保険者等所属都道府県内の同項に規定する退職被保険者等所属市町村（以下この条において「退職被保険者等所属市町村」という。）が確保すべき収入を不当に確保せず、又は退職被保険者等所属都道府県若しくは当該退職被保険者等所属都道府県内の退職被保険者等所属市町村が支出すべきでない経費を不当に支出した」と、「都道府県に」とあるのは「退職被保険者等所属都道府県に」と、「確保する」とあるのは「確保し、又は不当に支出した経費を回収する」と、同条第二項中「当該都道府県」とあるのは「当該退職被保険者等所属都道府県」と、「市町村」とあるのは「退職被保険者等所属市町村」と、「確保していない」とあるのは「確保せず、又は支出すべきでない経費を不当に支出した」と、「確保する」とあるのは「確保し、又は不当に支出した経費を回収する」と、同条第三項中「都道府県」とあるのは「退職被保険者等所属都道府県」と、「市町村」とあるのは「退職被保険者等所属市町村」と、「確保しなかつたとき」とあるのは「確保せず、若しくは支出すべきでない経費を支出したとき」と、「確保しなかつたこと」とあるのは「確保しなかつたこと若しくは支出したこと」と、「第七十一条第一項」とあるのは「附則第八条第一項」と、「国の負担金の額を減額する」とあるのは「療養給付費等交付金の額を減額することを社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金に対して命ずる」と、それぞれ読み替えるものとする。

附則第四条を次のように改める。

（退職被保険者等所属都道府県の療養給付費等負担金等の特例）

第四条　退職被保険者等所属都道府県及び退職被保険者等所属市町村について、第二条、第四条、第四条の三、第四条の四、第八条から第十条まで、第二十条、第二十四条及び第二十七条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	第七十条第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十条第一項
第二条第一項第一号イ	被保険者	一般被保険者（法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）